

発行:ヨシムラ社会保険労務士事務所
〒350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘1-17-16
TEL /FAX 049-277-6010 email yoshimura@yoshimura-sr.com
発行日:2009年10月1日

注目 ピックアップ

いよいよ裁判員制度がスタート！ 企業としてはどう対応したらいい？

5月21日から裁判員制度がスタートしました。企業としては、従業員が裁判員の職務を行うことになった場合の対応を明確にしておいたほうがよいでしょう。そこで、対応を考える際に知っておくべき法令や各企業の取り組みについて、ご紹介します。

企業側が知っておくべき法令と各企業の取り組み

「裁判員の職務の流れ」はどうなっているの？

そもそも、裁判員の職務の流れはどうなっているのか、簡単にご紹介します。

①裁判員候補者として裁判所に呼び出される

- * 裁判の日数が3日以内の事件で、1事件ごとに50人程度
- * 裁判員候補者名簿に記載された人の中から、事件ごとにくじで選ばれる

②最終的に事件ごとに裁判員6人が選任される

(必要な場合は補充裁判員も選任)

法令ではどう定められているの？

企業は、従業員が裁判員の職務のために仕事を休むことを拒むことはできません。なぜなら、労働基準法7条に「労働者が公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合、企業（使用者）は、それを拒んではならない」と規定されており、裁判員の職務は「公の職務」に当たるからです。

また、裁判員法100条では「労働者が裁判員の職務のために休暇を取得したり、その他裁判員、候補者等であることを理由に不利益な取り扱いをしてはならない」と規定されています。

なお、従業員が裁判員の職務のために仕事を休む場合、その期間を**有給にするのか無給にするのか**については定めがなく、扱いは各企業（使用者）の判断に委ねられています。

各企業の取り組みはどうなっているの？

2008年の日本経団連の調査結果（対象197社、回答93社、有効回答率47.2%）によると、「有給休暇扱い」と回答した企業が86%で、「無給休暇扱い」と回答したのは2%にとどまり、**ほとんどの企業が有給休暇の扱いとしています。**なお、有給休暇とした企業の対応としては、「裁判員特別休暇」を新たに設けたケースのほか、従来から規定されている「公務休暇」「特別休暇」に含めるなどの対応があり、適用される休暇制度の具体的な名称は企業ごとに異なっています。

就業規則上の取り扱いについては、「従前の規定に解釈上含むとし、就業規則は改正せず」と回答した企業ももっとも多く34%、次いで「従来の規定に例示を加え、就業規則を改正済みである」と回答した企業が19%、「新制度を創設し、就業規則を改正済みである」と回答した企業が14%となっています。一方、対応については決定済みであるが、就業規則の改正が完了に至っていないのは全体の18%にとどまり、各企業とも迅速な対応をしていることがわかります。

●
裁判員制度に備えた就業規則の整備が済んでいない場合は、ぜひご相談ください。

**この記事に関するお問い合わせやご相談は、
当事務所までご連絡ください**

知^っ得^得法改正の動き

“仕事と子育ての両立支援”がさらに前進！
「育児・介護休業法等の改正法案」を厚生労働省が国会に提出

厚生労働省は、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的に、「育児・介護休業法等の改正法案（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案）」を作成し、平成21年4月21日に国会に提出しました。

今回の改正の概要は、以下のようになります。

1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者には、「短時間勤務制度（1日6時間）」を設けることを事業主の義務とし、労働者から請求があったときの所定外労働の免除を制度化する
- 子の看護休暇制度を拡充する。小学校就学前の子が1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日

2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に1年間育児休業が取得できる
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得できる
- 配偶者が専業主婦（夫）であれば、育児休業を取得不可とすることができる制度を廃止する

※これらに併せ、雇用保険の育児休業給付についても所要の改正を行う

3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）

4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助と調停の仕組みを創設する
- 報告を求めた場合に報告をしない、または虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。また、勧告に従わない場合の公表制度を創設する

この法案が通れば、平成22年4月にも施行されると思われます。国会での動きがありましたら、またお伝えします。

この記事に関するお問い合わせやご相談は、当事務所までご連絡ください

お仕事
カレンダー

6月
JUNE

6/10	労働保険一括有期事業開始届の提出（建設業）	6/30	5月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付、児童手当現況届の提出
	主な対象事業：概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事		個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期>
	5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付		4月決算法人の確定申告・10月決算法人の中間申告 7月・10月・翌年1月決算法人の消費税の中間申告・納付